

年金の請求手続きのご案内

【一般組合員用 R5. 4～】

年金を受け取るための手続き用紙をお送りします。

64歳になると『特別支給の老齢厚生年金』を受け取る権利が発生します。同封の「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」（以下「年金請求書」といいます。）により、年金を受け取るための手続きを行ってください。

※ 老齢厚生年金を受け取る権利は、原則65歳から発生しますが、厚生年金保険の加入期間が1年以上あるなどの要件を満たす方には、64歳から「特別支給の老齢厚生年金」が支払われます。

「特別支給の老齢厚生年金」は、請求を遅らせても、増額することはありません。

また、時効により年金が受け取れなくなる場合がありますので、お早めの請求手続きをお願いします。



64歳（誕生日の前日）から、「年金請求書」の受け付けが可能となるため、64歳を迎えてから戸籍等の交付を受け、添付書類とともに提出してください。

※64歳になる前の日付で交付を受けた書類は無効となります。

年金を受け取るための手続きの流れ

「年金請求書」のご確認と必要事項のご記入

- 「年金請求書」にあらかじめ印字された内容をご確認のうえ、 部分に必要事項をご記入ください。

添付書類のご用意

- このパンフレットの2～7ページをご覧ください。年金請求に必要な添付書類をご用意ください。

「年金請求書」のご提出

- 「年金請求書」は64歳を迎えてから戸籍等の交付を受け、請求書を送付した共済組合まで郵送等によりご提出ください。

年金の受け取りが始まります

- 共済組合から、「年金請求書」を提出した方の受給権（年金を受け取る権利）を確認し、「年金証書・年金決定通知書」をお送りします。
- 「年金証書・年金決定通知書」が届いてから、年金のお支払いのご案内（年金振込通知書、年金支払通知書または年金送金通知書）をお送りし、年金の受け取りが始まります。

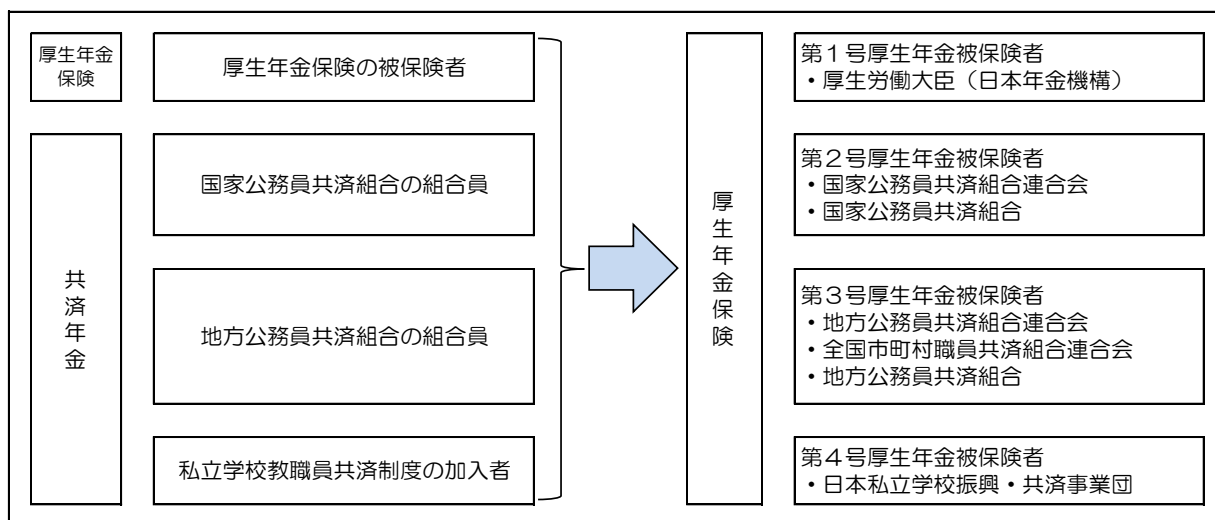
被用者年金一元化後の年金について

平成27年10月1日から被用者年金の一元化が実施されたことにより、平成27年9月以前に共済組合等に参加していた期間も厚生年金加入期間とみなされています。

そのため、平成27年10月以降に権利が発生する年金は、共済組合が支給する年金も老齢厚生年金として決定されます。

なお、共済組合の組合員期間が引き続き1年以上ある場合、平成27年9月以前の職域部分（3階部分）の給付は、「退職共済年金（経過的職域加算額）」として決定されます。

今回お送りした年金請求書を提出いただくことにより、老齢厚生年金と併せて決定いたします。



<平成27年10月以後に老齢厚生年金の受給権が発生する方の年金の請求手続き>

年金請求書はすべての実施機関において共通の様式とし、2以上の実施機関に年金の加入記録のある方も、共済組合で手続きを行えば、その他の実施機関の手続きも完了します（年金事務所等の他の実施機関へ提出することも可能です。）。

2以上の実施機関に年金の加入記録のある方の年金請求書は、実施機関間で情報の共有を行い、それぞれ年金を決定し、お支払いします。

そのため、ご提出いただいた実施機関ではないところから、年金請求書の記載内容等の照会を行わせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

<請求書の提出先>

〒990-0023

山形県山形市松波四丁目1-15 山形県自治会館5階

山形県市町村職員共済組合

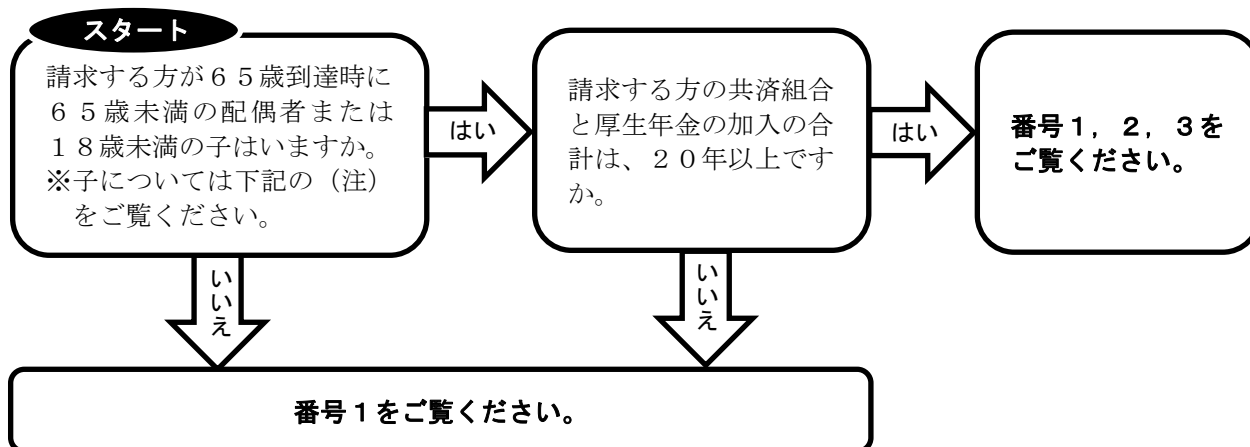
電話 023-622-6900

年金請求に必要な書類

「年金請求書」を提出される前に、添付書類をご確認ください。

戸籍、住民票、所得関係書類

「戸籍、住民票、所得関係書類」の確認方法



(注) 子の年齢要件は、下記の①または②に該当する方となります。

- ① 18歳になった後の最初の3月31日までの子
- ② 厚生年金保険法に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子



戸籍・住民票は、64歳（誕生日の前日）以降に交付されたもので、かつ、年金請求書提出日の6か月以内に交付されたものをご用意ください。

※添付書類は「コピー可」と記載されている以外のものは、原本を提出してください。

配偶者または子の個人番号（マイナンバー）を記入したときは、住民票と所得証明書の添付を省略できる場合があります。

年金請求書を提出するすべての方

(番号 1～3 で「添付する書類」が重複した場合は、1部を添付してください。)

番号	年金請求書の該当ページ	該当する方	添付する書類	備考欄	チェック欄
1	—	すべての方	「請求する方」の生年月日を明らかにできる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本（戸籍の全部事項証明書） ・世帯全員の住民票 	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネットで確認できる方については、添付不要です。 	
	1 ページ 2.		預金（貯金）通帳等のコピー ※金融機関名、支店（支所）名、口座名義人フリガナ、預金種別、口座番号、貯金通帳記号番号等が記載されている面		

請求する方が65歳到達時に65歳未満の配偶者及び18歳未満の子等がいる方

番号	年金請求書の該当ページ	該当する方	添付する書類	備考欄	チェック欄
2	8 ページ 5.(1)	配偶者がいる方	配偶者とご本人の身分関係を明らかにできる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ご本人の戸籍謄本（戸籍の全部事項証明書） 配偶者とご本人が生計を同じくしていることを明らかにできる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の住民票 配偶者の基礎年金番号を明らかにできる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者の年金手帳 ・配偶者の基礎年金番号通知書 ※個人番号(マイナンバー)で届出する場合は不要	<ul style="list-style-type: none"> ・別世帯または別住所となっている場合は次ページの(注)をご覧ください。 ・「年金請求書」の8ページで配偶者または子の個人番号(マイナンバー)を記入したときは、住民票の添付を省略できる場合があります。 	
	8 ページ 5.(2)	子がいる方	子とご本人の身分関係を明らかにできる書類 ①ご本人の戸籍謄本(戸籍の全部事項証明書) ②世帯全員の住民票		

3	10 ページ 6.(1)	「はい」 と答えた 方	<p>請求する年の前年の配偶者または子の収入もしくは所得が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得証明書 ・ 課税(非課税)証明書 ・ 源泉徴収票など <p>いずれかの書類 (コピー不可)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入や所得が無い場合であってもそのことを確認できる書類(非課税証明書等)が必要です。 ・ 左記に掲げた書類の他にこのパンフレットの6ページの「収入に関する認定書類」のいずれかでも代用できます。なお、義務教育終了前の子については、添付は不要です。
	10 ページ 6.(2)	「はい」 と答えた 方	<p>配偶者または子の収入が、ご本人の年金受給権(年金を受け取る権利)が発生したときから、おおむね5年以内に850万円未満となることを証明できる書類</p> <p>①退職年齢を明らかにすることができる勤務先の就業規則等(コピー可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ②・ 所得証明書 ・ 課税(非課税)証明書 ・ 源泉徴収票など <p>いずれかの書類 (コピー不可)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の収入や所得がある場合(例えば、給与収入と不動産収入等)は、すべての収入が確認できる書類(所得証明書等)を添付してください。 ・ 「年金請求書」の8ページで配偶者または子の個人番号(マイナンバー)を記入したときは、所得証明書の添付を省略できる場合があります。

(注) 配偶者等と別世帯または別住所となっている理由が単身赴任・病気療養などやむを得ない事情による場合は、生計維持に該当することがありますが、提出書類が異なりますので、共済組合までご連絡ください。

収入に関する認定書類(このパンフレットの5ページの番号3)

(請求する年の前年の収入もしくは所得が確認できる書類は、次のいずれかで代用できます。)

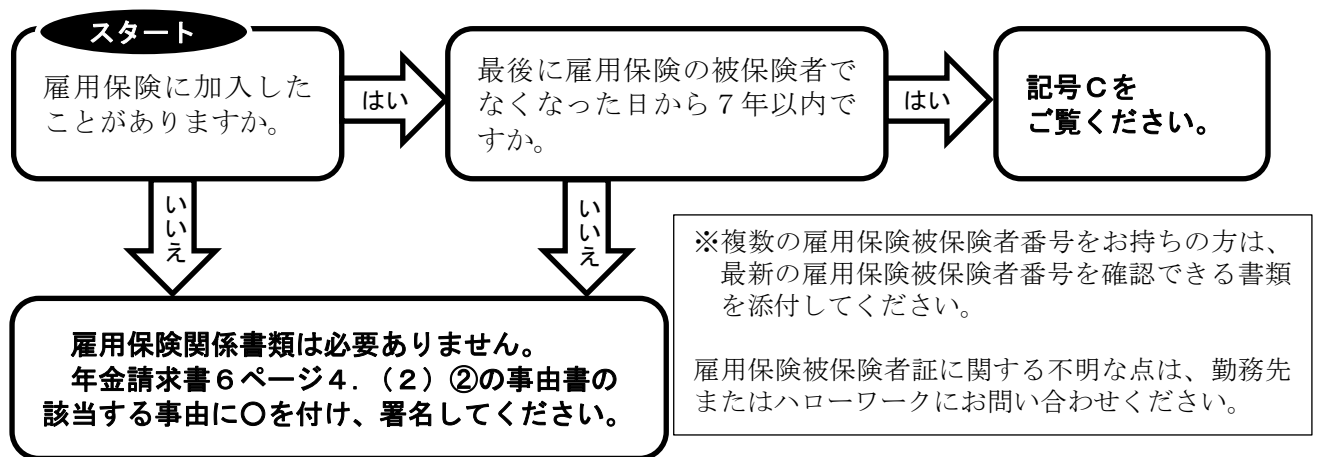
認定対象者	認定対象者の状況	提出書類 (コピー可)
配偶者	健康保険等の被扶養者 (国民健康保険は該当しません)	健康保険または共済組合等の被保険者であることを明らかにすることができる健康保険被保険者証または組合員証等 ※コピーを添付する場合は、被保険者証等に記載された保険者番号および記号・番号を判別、復元できないようマスキング(黒塗り等)してください。
	国民年金第3号被保険者	第3号被保険者認定通知書(第3号被保険者資格該当通知書)または年金手帳(第3号被保険者である旨の記載があるものに限る)
	国民年金保険料免除者	国民年金保険料免除該当通知書または国民年金保険料免除申請承認通知書
	生活保護受給者	保護開始決定通知書
子	健康保険等の被扶養者 (国民健康保険は該当しません)	健康保険または共済組合等の被保険者であることを明らかにすることができる健康保険被保険者証または組合員証等 ※コピーを添付する場合は、被保険者証等に記載された保険者番号および記号・番号を判別、復元できないようマスキング(黒塗り等)してください。
	高等学校等在学中の者	在学証明書または学生証
	義務教育終了前の者	書類は不要

その他「年金請求書」の記入内容によって必要な書類

記号	年金請求書の該当ページ	該当する方	添付する書類	備考欄	チェック欄
A	6 ページ 4.(1)①	「受けている」と答えた方	<ul style="list-style-type: none"> ・年金証書の写し ・年金額決定(裁定)通知の写し 	複数の年金をお持ちの場合はすべて添付	
	8 ページ 5.(1)③				
B	8 ページ 5.(2)	障害の状態にある子がいる方	①医師または歯科医師の診断書 ※診断書の用紙は共済組合等に用意してあります。 ②レントゲンフィルム 障害の状態にある子の傷病が次の傷病に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・呼吸器系結核 ・肺化のう症 ・けい肺(これに類似するじん肺症を含む) ③その他認定または審査に際し必要と認められるもの		

※審査の過程で、添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

雇用保険関係書類



記号	年金請求書の該当ページ	該当する方	添付する書類	備考欄	チェック欄
C	6 ページ 4.(2)①	雇用保険被保険者番号を記入した方	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険被保険者証 【雇用保険法に基づく求職の申込みをしている方】 ・雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知 【高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金を受給中の方】 ・高年齢雇用継続給付支給決定通知書 	<ul style="list-style-type: none"> ・「雇用保険被保険者証」を紛失した方は、ハローワークで「再発行」のうえ、ご記入ください。 ・提出書類はコピー可 	

年金の受け取りについて

○厚生年金保険に加入中の方等は、年金額の一部あるいは全額が受けられない場合があります。

- ・厚生年金保険に加入中の方は勤務先からの報酬により年金の一部または全部が受け取れない場合があります。
- ・雇用保険の基本手当、高年齢雇用継続給付金を受けている方は年金の一部または全部が支給停止されます。
年金の全額が受け取れない場合は、支払いのご案内は送付しません。

○他の実施機関の請求手続きを合わせて行う場合は、金融機関によって送金できないことがあります。

年金の送金ができない金融機関を指定されたときは、共済組合または他の実施機関からご連絡いたします。

○65歳から受け取る老齢基礎年金を、繰り上げて受け取ることができます。

繰上げ請求の年金は請求を行った月の翌月分から受け取れます(別途、請求の手続きが必要となります。)

なお、受け取る年金額は、請求した月に応じて減額になります。

○障害をお持ちの方・長期加入者の方は、定額部分支給開始年齢の特例があります。

特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分のみ)を受けられるようになったとき、次のいずれかに該当し、さらに、退職している方は、報酬比例部分と定額部分を合わせた年金が受け取れます(※)。

①厚生年金保険法に定める障害等級1級から3級の状態にある場合

「年金請求書」とは別に障害者特例にかかる請求書の提出が必要となります。障害の特例に該当した場合、手続きの翌月から年金額が改定されます(障害年金受給者の方は、障害状態にあると判断されるときに遡って年金額が改定されます。)

②厚生年金保険の加入期間が44年以上(公務員の方の場合は、公務員共済の加入期間単独で44年以上)ある場合(長期加入者)

被保険者である場合は、退職した月の翌月から年金額が改定されます。

※加給年金の加算要件(「年金請求書」の7、9ページ)に該当する場合は、定額部分とあわせて加給年金が加算になります。

※老齢基礎年金の一部繰上げを請求した方は、この特例は適用になりません。

※この特例の期間中に、厚生年金保険の被保険者として再就職した場合は、特例による定額部分(加給年金を含む。)の支給は停止になります。